

令和8年(2026年)7月13日	
所 属	政策秘書担当
所属長	松井 恵美
電 話	06-6489-6474

阪神7市1町首長と地元選出国会議員との意見交換を実施します

尼崎市ではこれまで、地域の課題やその方向性について、県市長会等を通じ、国及び国会議員と共有してきたところですが、地域の広さや市町数の多さもあり、限られた時間の中で十分な議論を行うことが難しい面もありました。

こうした状況を踏まえ、特に重点的な課題やその方向性をより深く共有する観点から、一定のエリア単位で意見交換を行うことが有意義であると考え、このたび阪神地域の自治体と連携し、地元選出の国会議員との意見交換の場を設置することとしました。

なお、会の開催は下記のとおり行う予定で準備を進めておりますが、今後の国会の開催状況により、時期を変更する可能性があります。

- 1 日時 令和8年7月15日(水) 14時～
- 2 会場 衆議院第二議員会館内
- 3 出席者 以下の通り
 - (1)阪神7市1町※ 首長
※尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
 - (2)7市1町選出国会議員(衆議院議員・参議院議員)
- 4 議題等
添付資料(案)の通り

以 上

阪神7市1町首長と 地元選出国会議員との意見交換会

令和8年7月15日

1 開催概要

経緯

兵庫県においては、これまで県市長会等を通じて、地域の課題や方向性について国及び国会議員と共有しておりましたが、県域の広さや市町数の多さもあり、限られた時間の中で十分な議論を行うことが難しい面もありました。

こうした状況を踏まえ、地域全体としての課題や方向性をより深く共有する観点から、一定のエリア単位で意見交換を行うことが有意義であると考え、このたび阪神7市1町が連携し、地元選出の国会議員との意見交換の場を設置しました。

出席者

【 お声掛けした議員（敬称略） 】

自民党	谷 公一	日本維新の会	阿部 圭史	公明党	伊藤 孝江
	大串 正樹		三木 圭恵		高橋 光男
	山田 賢司		市村 浩一郎	無所属	泉 房穂
	青山 繁晴		片山 大介		
	末松 信介		金子 通仁		
	加田 裕之	中道改革連合	中野 洋昌		
	見坂 茂範	参政党	谷 浩一郎		

【 阪神7市1町 首長（敬称略） 】

尼崎市長	松本 眞
西宮市長	石井 登志郎
芦屋市長	高島 峻輔
伊丹市長	中田 慎也
宝塚市長	森 臨太郎
川西市長	越田 謙治郎
三田市長	田村 克也
猪名川町長	岡本 信司

2 議題

No.	提案市	議題名
1	尼崎市、伊丹市、猪名川町	地域区分の見直しについて
2	西宮市	部活動地域展開に伴う地域クラブに対する財源支援について
3	芦屋市	部活動地域展開の推進について
4	宝塚市、西宮市	ふるさと納税制度の抜本的見直しまたは廃止について
5	伊丹市	大阪国際空港における国内長距離便運航の機運醸成について
6	川西市	絆HDの不正受給にかかる国県負担金の返還について
7	三田市	新病院整備及び運営にかかる国・県の支援の在り方について
8		新病院整備に係る普通交付税措置の対象となる建築単価の引上げについて
9	猪名川町	公共施設等の適正管理及び老朽施設の解体・除却にかかる財政支援の充実について
10	尼崎市	尼崎西宮芦屋港における、RORO船ターミナル及びふ頭間連絡道路の早期整備について
11	西宮市	障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について
12	芦屋市	今後の地方公共団体のあり方について
13	宝塚市	マイナンバーカードを活用した行政サービスの抜本的強化に関する要望について
14	川西市	放課後の居場所づくりについて
15	西宮市	公職選挙法等の改正について

地域区分の見直しについて

(提案市：尼崎市・伊丹市・猪名川町)

No.1

概要

令和6年人事院勧告により、地域手当の支給地域を原則都道府県単位とする仕組みに見直され、級地区分の再編とあわせて各自治体の支給割合も改定されたことに伴い、地域手当に準拠して価格設定されている**保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービス等の報酬に影響**がおよび、事業者の経営圧迫が生じているほか、さらには**地方自治体職員の処遇へも影響**が生じている。

とりわけ阪神間市町においては、同一の経済圏・通勤圏に属するにもかかわらず、地域区分が混在しており、地域間で格差が生じているほか、**生活圏が一体である大阪府との格差の拡大による人材の流出等が危惧されるなど、官民ともに人材確保が一層困難**となっている。

- ・ 阪神間及び近接する大阪府(大阪市、大阪北部)との地域内格差是正に向け、地域区分の見直しに向けて国へ働きかけていただきたい。
- ・ 近隣との地域区分の格差を考慮し、独自の支給割合の引き上げや加算措置を行った際にの財政措置について働きかけをお願いしたい。



<凡例>

黄…2級地 (16%地域)

緑…3級地 (12%地域)

赤…4級地 (8%地域)

※兵庫県全体は5級地 (4%地域)

※京都府全体は4級地 (8%地域)

地域区分の見直しについて

(提案市：尼崎市・伊丹市・猪名川町)

No.1

関連データ

【令和6年人事院勧告における地域手当改定率】

大阪市：16%→16%	能勢町：0%→12%
尼崎市：10%→8%	豊能町：6%→12%
西宮市：15%→12%	
芦屋市：15%→12%	
伊丹市：10%→8%	
川西市：10%→8%	
宝塚市：15%→12%	
三田市：10%→8%	
猪名川町：6%→4%	

阪神間自治体は、県下他市に比べ、その利便性から大阪府内自治体への就業者数がとりわけ多く、流出加速を懸念

【保育所等の公定価格】

令和8年度末を目途に、居住地以外の自治体に通勤する人の割合を反映した補正ルールの検討と追加が予定されている。

【介護・障害福祉サービス等の報酬】

令和9年度報酬改定で地域区分が見直される予定であり、影響は避けられない。

P.6

が進みつつあり²⁰、社会全体として人材の流動性が高まることも見据えられる²¹。また、就業者は働く上で給料の額（ボーナスを含む）を重視している中²²、分科会では「地域手当の支給割合が高い地域に人材が流出している」といった意見等もあったところである。

このような労働市場の状況を勘案すると、労働力確保のための給与処遇上の要請が高まっている中では、特に市町村において、考慮する民間給与の地域の範囲を広域的に捉える必要もあるのではないかと考える。

イ 地方公務員における対応の方向性

（ア）級地区分・支給地域等

まず、級地区分・支給割合については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の級地区分・支給割合を基本とすることが適当であると考えられる。

次に、支給地域については、国においては、地域をまたぐ異動の円滑化等に資するものとなるよう、都道府県単位に広域化することとされており、都道府県においては、市町村域を超えた人事異動も行われるものの、市町村では、基本的に市町村域内で人事異動が行われるものである。

P.8

一方、近年、人材獲得競争が激しくなる中、「近隣市町村との人材確保の公平性の観点から問題がある」、「近隣市町村との一体的な圏域を考慮すべきではないか」等の意見があり、また、分科会では「連携協約や一部事務組合等、地方公共団体相互間の連携・協力の取組が促進されている現状において、近隣市町村間で支給割合に差があることによってそうした取組を阻害する要因となる可能性がある」との懸念も示されている。

このように、市町村においても支給地域の広域化の必要性が高まっていることから、この点を重視する必要がある。

また、前述の「均衡の原則」の考え方において、給与水準について、考慮する民間給与の地域の範囲を広域的に捉える必要もあるのではないかとしたことを踏まえると、各地方公共団体の給料表の水準とともに地域手当の手当額も給与水準に含まれるものであることから、現下の労働市場の状況を勘案し、地域手当の支給地域について、特に市町村において、考慮する民間給与の地域の範囲を広域的に捉える必要もあると考えられる。

(出典) 総務省ホームページ：
社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討
秋 給与分科会報告書（令和6年10月）

部活動地域展開に伴う地域クラブに対する財源支援について

(提案市：西宮市)

No.2

概要

- ・ 地域クラブ活動に対する財源支援について、休日の活動に限らず、平日の活動も対象とすること。
- ・ 利用控えが起こらないよう、収支差額補助ではない一定額の支給としたり、申請手続き等を簡便にしたりするなど、地域クラブにとって利用のしやすい制度に改善すること。

関連データ・背景等

- ・ 令和8年度の地域クラブ活動に対する財源支援について、休日の活動に限定されている
 - ・ 平日のみ活動するクラブは対象外 ・ 平日・休日活動するクラブは休日の支援だけでは不十分
- ・ 支援はクラブの収支差額の補助で収支状況を示す詳細な資料の提出が必要
 - ・ クラブの決算まで補助金額が判明しない ・ 申請手続きが煩雑

本市の状況

西宮市の地域展開：令和8年9月に平日・休日同時の
完全地域展開プレミヤを実施

プレミヤクラブ (R8.5.31時点)

スポーツ・文化芸術 336活動 内300活動が平日の活動を実施

クラブの会費

クラブの活動内容に応じて多様であるが、
平日も活動を実施するクラブでは5,000円を超える会費も多い
→ 加入率への影響が懸念

プレミヤ
PLAY NISHINOMIYA



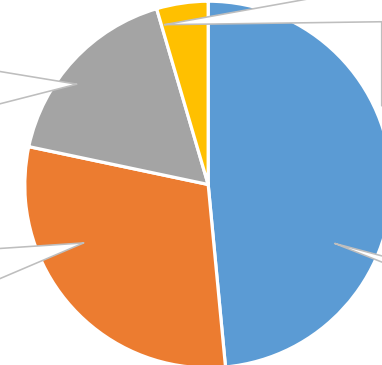
参考：保護者向けアンケート(R7.1実施)
プレミヤに参加する場合の会費の希望

活動が充実していて子供が
希望すれば金額は問わない
17%

月3,000円以上
～6,000円未満
30%

月6,000円以上～
10,000円未満
5%

月3,000円未満
48%



部活動地域展開の推進等について

(提案市：芦屋市)

No.3

概要

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等については、現在、国において議論されているところであるが、地域展開を持続可能な制度とする観点から、次の点について留意されたい。

国においては、地域展開（地域クラブ活動）についても教育的意義を有する活動として位置付けるのであれば、制度上の責任分担を明確にするとともに、自治体間格差や家庭の経済状況による参加機会の格差が生じないよう、恒久的かつ十分な財政措置を講じられたい。

なお、今後、平日を含めた地域展開が全国的に進む場合には、地域展開（地域クラブ活動）が実質的に学校部活動に代わる活動基盤となることから、指導者確保、安全管理、移動手段、施設利用、参加費負担等の課題は一層大きくなる。国においては、こうした将来的な制度の到達点も見据え、現移行期に限らない恒久的な支援の在り方についても十分に検討されたい。以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

- ①部活動の円滑な地域展開に向けて、市区町村がガイドラインに基づき「経済的に困窮する家庭への参加費支援」などを行えるよう、特に、平日の活動についても地域の実情に応じて必要な措置を講じること
- ②地域クラブの活動における安全・安心確保や質の高い指導の担保のため、国において実効的な取組（スポーツ安全保険の再整備等）の制度構築
- ③地域クラブへ参加するための会費の負担や地域クラブの指導者の確保について、現行の中学校の部活動と同じ水準となるよう必要な措置を講じること
- ④地域クラブの活動場所を確保するための施設改修費、指導者等の人件費、地域クラブの運営費（吹奏楽部の楽器の購入、修理）、地域クラブ活動の移動に要する経費など、地域クラブの活動が安定的に継続できるように、環境整備に対する幅広い支援制度の創設と予算の拡充

関連データ・背景等

- ①「経済的に困窮する家庭への参加費支援」の補助の上限額（年額36,800円）は、地域クラブ参加費（年36,000円）と保険料（年800円）の合計額である。平日に活動を行う地域クラブの参加費と保険料を平均するとおおよそ年額50,000円程度となる。
- ②現在の部活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象のため活動中の怪我等に対して給付の対象となるが、地域クラブの活動は対象外となるため個別で保険に加入する必要がある。地域クラブの活動が、引き続き災害共済給付の対象となることで個別に加入する必要性がなくなる。
- ③地域クラブ活動は持続的・安定的に運営する必要があるが、地域クラブには参加の会費等は可能な限り低廉となるように要請している。現行の中学校の部活動が教員達の献身的な努力により維持してきた活動であり、同水準の活動を地域クラブが行うためには、国からの財政支援（指導員の確保等の費用）が必要である。
- ④地域クラブの運営費については、参加者の会費等により運営されるものであるが、地域クラブの活動内容によっては非常に高額な費用（吹奏楽部の楽器の購入、修理等）が必要となる。

概 要

- ふるさと納税制度の根源的な問題によって、基礎自治体において住民への適切な行政サービスの提供が一部滞っている状況が生まれている。
- 制度の目的は地方寄附を通じた地域活性化であるが、現状は返礼品競争が過熱し、寄附受入額のほぼ半額が返礼品（大半が農産物等に集中）や中間業者に流れており、地域のインフラ整備や住民福祉に充てるべき財源が国全体として目減りしている問題も生じている。
- 都市部の自治体においては、**制度の継続は断じて容認できない。**
- 一案として、地方特例交付金の制度見直しなどにより、特例控除額の全額を補填することや、富裕層を対象に、特例控除額の定額上限をさらに引き下げ、又は、所得階層に応じて段階的に上限を設定し、より市町村税が減収しない制度設計を行っていただきたい。
- 地方自治体の財政運営課題となっている本制度の抜本的見直しまたは廃止（企業版ふるさと納税は除く）し、健全な地方税財政制度へ回帰することを求めます。

関連データ・背景等

特に都市部自治体では、住民税の流出額が受け入れ額を上回る「支出超過」が常態化し、以下の課題を抱えています。

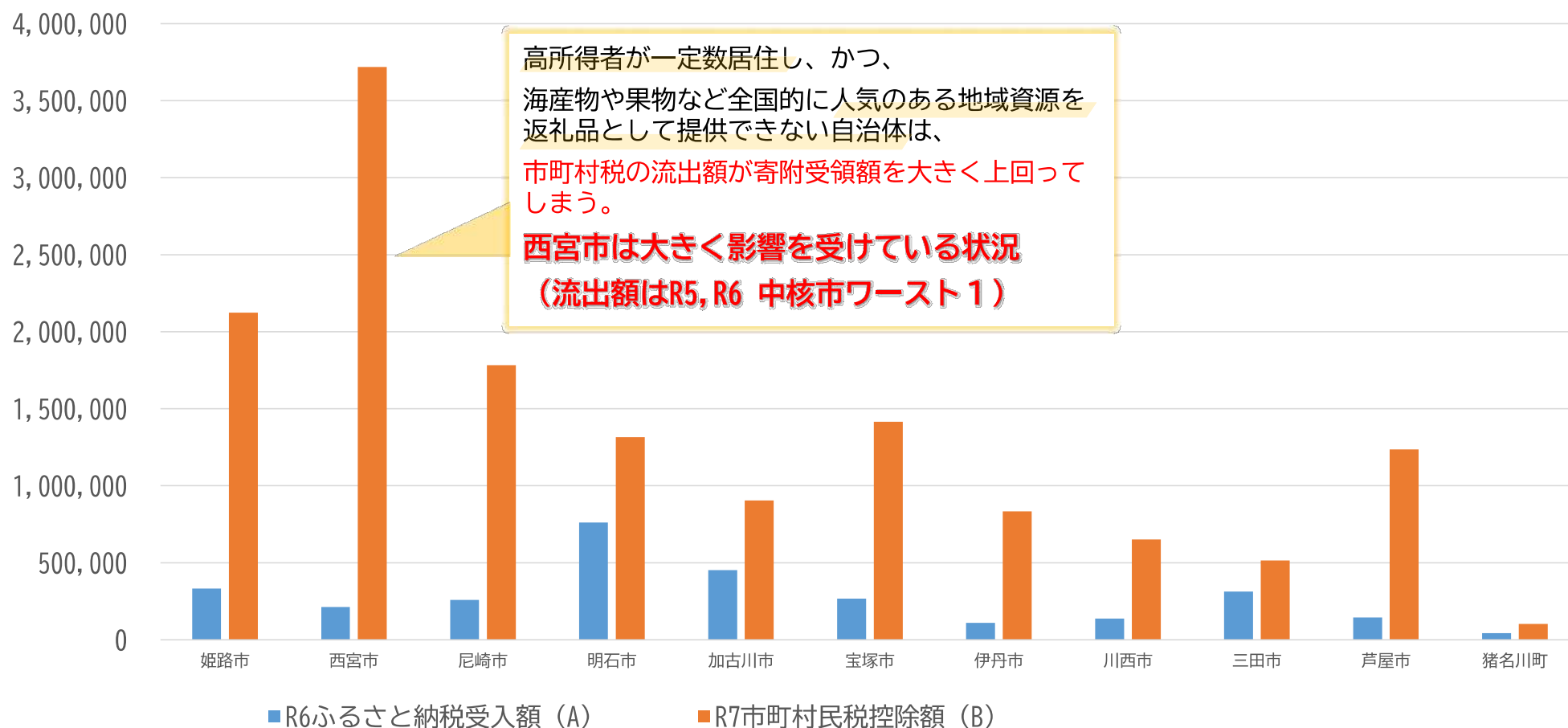
- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ① 税源の偏在と財政基盤への影 | ② 返礼品競争の激化 |
| ③ 制度本来の趣旨からの乖離 | ④ 自治体間格差の拡大 |
| ⑤ 高額所得者への恩恵集中と住民税の流出による住民サービスへの影響 | |

県内近隣自治体との比較（西宮市作成）

No.4

令和6年度 ふるさと納税受入額と市町村民税控除額

（単位：千円）



※宝塚市は極めて大口の寄附（254億円）を除く

阪神間各市町ふるさと納税収支状況（宝塚市作成）

No.4

令和6年度阪神各市町ふるさと納税収支状況

（単位：千円）

自治体	①寄附受入額	②経費支出額	③住民税控除額	④地方交付税 （補填金額）	⑤実質収支額 ①-②-（③-④）	⑥標準財政規模	⑦割合 ⑤/⑥
宝塚市	265,488	123,005	1,416,526	1,062,394	▲211,649	48,660,715	▲0.4%
芦屋市	145,110	70,325	1,235,277	0	▲1,160,492	27,389,135	▲4.2%
西宮市	213,756	104,660	3,719,257	2,789,443	▲820,718	106,365,663	▲0.8%
尼崎市	259,033	117,261	1,783,273	1,337,455	▲304,046	109,613,015	▲0.3%
伊丹市	108,944	43,867	834,398	625,798	▲143,523	47,163,038	▲0.3%
川西市	137,473	60,770	651,263	488,447	▲86,113	34,246,472	▲0.3%
三田市	313,571	131,324	515,700	386,775	53,322	24,314,831	0.2%
猪名川町	44,127	20,192	103,734	77,800	▲1,999	7,536,443	▲0.03%

※宝塚市民による宝塚市への新病院建設に係る多額の寄附は除く。

大阪国際空港における国内長距離便運航の機運醸成について

(提案市：伊丹市) No.5

概 要

大阪国際空港における国内長距離路線の規制について、撤廃される方針が示されたことを受け、大阪国際空港の利便性向上は、同空港単体の利用促進にとどまるものではなく、関西3空港全体の機能強化や、関西圏全体の交流・経済活動の活性化にも資するものであることから、下記のとおり要望いたします。

これまでの歴史的経緯や各地域のご意見にも丁寧に配慮しながら、**国内航空ネットワークの維持、利用者利便性の向上、関西3空港全体の活性化という観点から、今回の大阪国際空港における国内長距離路線の規制が撤廃される方針を踏まえた機運醸成について、ご理解とご支援をお願いいたします。**

関連データ・背景等

大阪国際空港においては、これまで国内長距離路線に一定の制限が設けられてきたことにより、航空会社が利用者需要に応じて柔軟に路線設定を行うことが難しく、結果として、空港利用者の利便性にも一定の影響を与えてきました。大阪国際空港における国内長距離路線の規制は、関西国際空港との役割分担をはじめとする関西3空港の在り方に関する議論の中で設けられてきたものであり、これまでの歴史的経緯を踏まえる必要があります。そのため、今回の規制撤廃の方針については、大阪国際空港周辺地域のみならず、関西国際空港や神戸空港を含めた各空港周辺地域において、それぞれの立場やご意見、想いがあるものと受け止めております。

しかしながら、近年の国内航空を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や人手不足、燃料費の高騰、地方路線の維持、さらには将来的なリニア中央新幹線の開通も見据えると、国内航空ネットワークは大きな転換期を迎えているものと考えております。「国内航空のあり方に関する有識者会議」では、近年の国内線を取り巻く厳しい事業環境を踏まえ、国内航空ネットワークの維持・確保の観点から、「長距離国内路線の就航に制限のある空港のルール等については見直されるべき」との報告がなされました。このような動きを受け、大阪国際空港における国内長距離路線の規制について、撤廃される方針が示され、阪神地域の住民や企業にとっては、国内各地への移動利便性の向上はもとより、交流人口の拡大、ビジネス機会の創出、地域経済の活性化にもつながるものであり、今回の方針については大いに期待しているところである。

絆HDの不正受給にかかる国庫負担金の返還について（提案市：川西市）

No.6

概 要

本事案の不正受給に係る返還金は総額総額で220億円超と過去に例のない規模の不正事案となっています。

現行の取り扱いでは、市町村が不正利得として返還を求める額は、法に基づく費用に該当しないものとして整理されているため、国庫負担金の実績報告を訂正した結果、同負担金が過大交付となった場合には、事業者からの返還の有無にかかわらず、過大となった額を一般財源により返還する取り扱いとなっています。

仮に、事業者から返還がなされない場合、関係自治体の財政運営に与える影響は大きく、自立支援給付費に係る国庫負担金の返還時期及び返還額の算定方法等について、特例的な取扱いを講じていただきたい。

関連データ・背景等

今回問題となった就労移行支援体制加算は、「一般就労を6か月継続した」等の外形上の要件を満たすことで算定可能となっていること、また、算定の上限がなく、加算額が累増しうる仕組みであることから、不正請求が拡大しやすい構造的要因を有していると考えられます。

（株）絆ホールディングスを含むグループ5社は、令和8年6月22日に大阪地方裁判所に対し、会社更生手続開始（4社）及び破産手続開始（1社）の申し立てを行い、同日、保全管理命令が発令されています。

保全管理人からの説明によると、令和8年6月21日以前の原因に基づいて発生した債権は、裁判所からの弁済禁止の保全処分により、原則支払うことができないとのことです。

○5月に大阪市が厚生労働省へ以下の要望を提出しています。

1. 国庫等負担金の返還時期及び返還額の算定方法

関係自治体が事業者から実際に回収した返還額に応じ、国庫負担相当額を精算すること(回収額に連動した国庫負担金の返還)を可能としていただきたい。

2. 事業者から徴収不能等となった場合の国庫等負担金返還免除の取扱い

他制度における取扱いとの均衡等も勘案のうえ、客観的に事業者から徴収不能である場合等には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除する取り扱いとしていただきたい。

○厚生労働省からの回答は以下のとおりです。

- ・要望内容は理解したものの、補助金適正化法に基づく対応であり、要望内容の反映には法改正が必要だが所管外である。
- ・法改正が行われても遡及適用は困難、他制度への影響を考慮すると実現のハードルは高い。
- ・要望の趣旨は理解したので、厚労省で事務的な対応の余地があるか検討・調整を行う。
- ・今後も厚労省と大阪市が密に情報連携し、対応について継続して調整していく。

その後、厚生労働省から、国庫負担金の実績報告の取り扱いについて、法人が取消訴訟を提起しており、不正受給額が変わる可能性があるため、不正受給額が確定するまでは、本事案に係る不正受給額を差し引かず実績報告を行うよう連絡がありました。

不正受給額が確定した段階で、再度実績報告を求める予定とのことです。

概要

兵庫県三田市の三田市民病院と神戸市北区の済生会兵庫県病院は、再編統合により両病院の中間地点に新病院を整備する計画を進めており、新病院では、両病院の市域(三田市・神戸市)以外の、西宮市、丹波篠山市、三木市等、市域外から約3割の患者を受け入れる見込みとなっている。

とりわけ、新病院の診療圏には、急性期医療を提供できる県立病院など公立・公的病院がなく、三田市が進める新病院整備事業がとん挫すれば当該地域は(急性期)医療空白地帯となる。このため、新病院では、三田・北神地域を超える多くの市町の住民の命を守る急性期医療の拠点病院としての重要な役割を担うこととなる。

新病院は、兵庫県済生会を指定管理者とする運営を予定しており、交付税措置を除く新病院の整備費及び運営費の負担については、設置者である三田市と、運営者となる兵庫県済生会、神戸市で協定を締結している。

しかしながら、厳しい財政状況の中で、三田・北神地域を超える広域医療圏の急性期医療を担う中核病院となる新病院を安定的・継続的に維持するためには、国・県による一層の財政支援が必要になると考えている。

関連データ・背景等

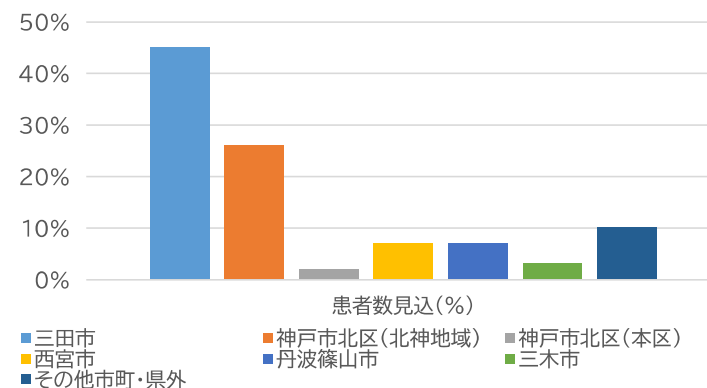
◆新病院の位置:神戸市北区長尾町宅原(両病院の中間地点付近)



◆市域別 新病院入院患者数見込

市域	患者数見込(%)
三田市	45%
神戸市北区(北神地域)	26%
神戸市北区(本区)	2%
西宮市	7%
丹波篠山市	7%
三木市	3%
その他市町・県外	10%

出典:北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会



新病院の役割について



三田市民病院

- 地域中核病院
- 断らない救急
- 良質な高度医療の提供



済生会兵庫県病院

- 北神地域の中核病院
- 地域周産期母子医療センター
- 高度・専門医療の提供

再編・統合



新病院の役割

- ◆ 北神・三田の急性期医療の中核
- ◆ 高度・専門医療の充実
- ◆ 周産期・小児医療の充実
- ◆ 救急医療体制の強化

新病院の概要

集中治療室	ICU(特定集中治療室)	6床	計25床
	HCU(ハイケアユニット)	10床	
	NICU(新生児集中治療室)	9床	
一般病床	一般病床 400床(全室個室)		
整備予定エリア	神戸市北区長尾町宅原地内		
敷地面積	約76,000㎡		
建設計画概要 (予定)	➤ 建築面積:約10,000㎡		
	➤ 延床面積:約41,000㎡		
	➤ 構造:鉄筋コンクリート造、免震構造		
	➤ 駐車場:約1,260台		
	➤ 駐輪場、院内保育所を敷地内に整備		

新病院の開院までの整備スケジュール(予定)

令和7年2月	基本計画完成
令和7年7月～令和9年4月	基本設計(R7.7-R8.4)・実施設計(R8.5-R9.4)
令和9年9月～令和12年11月	造成工事・建築工事
令和12年12月～令和13年2月	開院準備
令和13年3月	新病院開院

新病院整備に係る普通交付税措置の対象となる建築単価の引上げについて（提案市：三田市） No.8

概要

三田市では、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備を進めています。しかしながら、近年は建築費や金利が著しく高騰していることから、利息を含む総事業費が大幅に増加する見込みです。

新病院整備に係る整備費については、病院事業債（特別分）が措置され、その元利償還金の40%が普通交付税措置の対象となっています。しかし、その算定基礎となる建物の建築単価は、1㎡当たり85万円以下の部分に限定されています。

令和7年度地方財政対策において、この建築単価は59万円/㎡から85万円/㎡へ引き上げられましたが、依然として実勢価格（100万円/㎡～120万円/㎡）との乖離が大きく、交付税措置の対象外となる部分が多く生じています。

その結果、本市の財政負担は非常に大きなものとなる見込みであり、今後の地方財政対策において、交付税措置の対象となる建築単価について、実勢価格を踏まえた見直しが必要であると考えております。

関連データ・背景等

＜参考＞ 普通交付税措置の対象となる建築単価の推移

同意年度	H21-H25	H26-R2	R3	R4	R5	R6	R7 ※
建築単価	30万円/㎡	36万円/㎡	40万円/㎡	47万円/㎡	52万円/㎡	59万円/㎡	85万円/㎡
前年度比	—	+ 6 万円 (+ 20%)	+ 4 万円 (+ 11%)	+ 7 万円 (+ 18%)	+ 5 万円 (+ 11%)	+ 7 万円 (+ 13%)	+ 26万円 (+ 44%)

※ 令和7年度に建設事業の財源として起債し、令和8年度に元利償還が始まる事業債から新単価を適用

公共施設等の適正管理及び老朽施設の解体・除却にかかる財政支援の充実について（猪名川町）

No.9

概 要

- ・公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の長寿命化、集約化・複合化等を対象とした事業に活用でき、さらには一部交付税措置もあることから、公共施設等の見直しを推進していくためには非常に有効な地方債である。
⇒一方、公共施設は集約化・複合化するだけでなく、公共施設のマネジメント上、**単に除却のみを行う場合**も想定し得るが、この場合、当該事業債の活用に対する**交付税措置は無い**のが現状
- ・今後のさらなる少子高齢化や人口減少、また厳しい財政状況下においては、中長期的な財政計画のもと、財政負担が過度にならないよう公共事業の平準化も計画的に進める必要がある。
⇒施設再編には、調査・検討や住民合意形成など時間がかかる中で、当該事業債は**令和8年度までの時限措置**
 - ・**公共施設等適正管理推進事業債の活用期限の延長と不要施設の解体・除却事業を交付税措置の対象としていただくよう要望**
 - ・**循環型社会形成推進交付金制度の交付要件の緩和を要望**

関連データ・背景等

- ・近隣市町（川西市・豊能町・能勢町）とのごみ処理広域化（H21.4～）に伴い、当町の旧ごみ処理施設は閉鎖状況にあるが、解体経費が非常に高額であることから解体ができていない。
⇒**循環型社会形成推進交付金**は、新規整備の際に既存のごみ処理施設を解体する場合に活用ができ、**単独解体工事は対象外**
- ・令和9年4月から、自治体間連携事業として、し尿等の処理を能勢町へ委託することに伴い、本町が設置している「し尿処理施設」は**将来的に規模縮小や廃止**する。
⇒令和5年度より調整を重ねながら事業化を模索してきた一方で、当該事業債は**令和8年度までの時限措置があるという状況**

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画等に基づく長寿命化や集約化・複合化などを支援する制度であり、**一部に地方交付税措置が講じられている**ことから、厳しい財政状況にある自治体にとって**極めて重要な財政支援**となっております。
- ・ 一方、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、多くの自治体では公共施設の再編や統廃合に加え、老朽化した**不要施設の解体・除却が大きな課題**となっています。しかし、**本事業債は令和8年度までの時限措置**であり、施設再編には調査・検討や住民との合意形成など長期間を要することから、**現行の制度期間では十分な対応が困難な状況**です。
- ・ 本町では、ごみ処理広域化に伴い平成21年4月から新たなごみ処理施設が稼働し、旧ごみ処理施設は閉鎖されていますが、施設の老朽化が著しく、**安全面から早期の解体・除却が必要な状況**となっています。
- ・ さらに、令和9年度からは能勢町へし尿処理を委託する予定であり、**現在本町が設置している「し尿処理施設」についても将来的に解体・除却が必要**となります。し尿処理の共同化を進めることで維持管理経費の削減を図ることができる一方で、**施設の解体・除却に対する十分な財政支援がなければ、多額の財政負担により、共同化による効果を十分に発揮することができません。**
- ・ 公共施設の適正管理と住民の安全・安心を確保するためには、施設の更新や長寿命化だけでなく、**役割を終えた施設を計画的に解体・除却するための財政支援の充実が不可欠**です。つきましては、下記のとおり要望いたします。

【要望事項】

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債の活用期限の延長
 - ・ 不要施設の解体・除却に係る地方交付税措置の対象化
 - ・ 循環型社会形成推進交付金の補助要件の緩和
- など、必要な制度改正及び財政措置を講じられるよう強く要望いたします。

尼崎西宮芦屋港における、RORO船ターミナル及びふ頭間連絡道路の早期整備について（提案市：尼崎市） No.10

【概要】

令和6年12月に尼崎西宮芦屋港港湾計画が兵庫県により改訂され、その中で位置づけられた末広地区でのRORO船ターミナル及び東海岸町地区と末広地区を結ぶふ頭間連絡道路の早期整備に向けたご支援をお願いするもの。



① ROROターミナル整備による効果

物流分野におけるトラックドライバーの労働力不足や、消費者ニーズの高度化・多様化等に対応するため、流通業務の省力化や環境負荷の低減を図るモダルシフトの一つとして、トラック等による貨物の陸上輸送を海上輸送の利用へ転換し、輸送網の集約化等の物流効率化を図る。

【主な課題】

- ・ヤードの不足
- ・大型船舶への岸壁能力不足

【対応策】

- 複合一貫輸送ターミナル計画
- ・安定的な国内輸送体系の確立
- ・完成自動車の輸送拠点
- 港湾関連用地への物流企業誘致
- ・背後圏の物流需要へ柔軟に対応

② ふ頭間連絡道路整備による効果

東海岸町沖地区と末広地区・鳴尾地区の物流施設立地地域とのアクセスを向上させ、東海岸町沖地区から新たに発生する南北方向の交通に対処する。フルランプである阪神高速湾岸線末広 IC に接続することで、東海岸町沖地区と末広地区を一体的に高度利用できる事に加え、国道 43 号の渋滞緩和にも貢献し、沿道環境の改善等の効果も想定される。

【主な課題】

- 臨海部の慢性的な交通渋滞が発生
- ⇒港湾関連貨物の輸送に影響

【対応策】

- ・臨海部東西方向の輸送円滑化
- ・港湾関連貨物の輸送効率化

障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について（提案市：西宮市）No.11

概要

- 障害者自立支援給付及び地域生活支援事業について、市の超過負担が生じないようにすること。
 - ・ **法(※)どおり**、国1／2・県1／4・**市1／4の負担とすること（市の負担が1／4を超えている）**
 - ・ 障害者自立支援給付では、国が国庫負担基準額により交付額＝負担上限を決めているため、対象者が多い基礎自治体は過度に負担を強いられている。サービス支給額や支給内容は法定されており、基礎自治体に裁量の余地はない。
 - ・ 上記が実現するまでの経過措置として、障害福祉サービス費等負担対象額の算定方法について、重度の障害者を支える市町村の負担が重くならないように制度を改正していただきたい。（イメージは裏面）

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

関連データ・背景等

障害者自立支援給付費に係る超過負担額の推移（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支出済額	10,395	11,413	12,346	13,797	14,939
超過負担額	519	926	1,177	1,367	1,516

超過負担額が5年間で約3倍になっている

地域生活支援事業に係る超過負担額の推移（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支出済額	603	642	680	729	651
超過負担額	140	179	201	244	211

超過負担額が継続して支出額の2割を超えている。

制度改革(暫定)イメージ

障害者自立支援給付の算定・交付

現行

A市：法どおりの支払額となる
(国庫負担基準を下回る)
B市：国庫負担基準があるため、
超過分は市の負担となる

要望：超過負担なし

国庫負担基準の廃止
(法どおり 国1/2 県1/4 市1/4)
A市B市ともに支払額＝交付金

【凡例】

国庫負担基準
支払額

市の
超過負担

市1/4
県1/4
国1/2
B市

A市

超過負担なし

市1/4

県1/4

国1/2

B市

A市

暫定要望：超過負担軽減

A市：法どおりの支払額（現行のまま）
B市：A市の差額(下回り分)の振分け
により超過負担が軽減

市の
超過負担
振分け

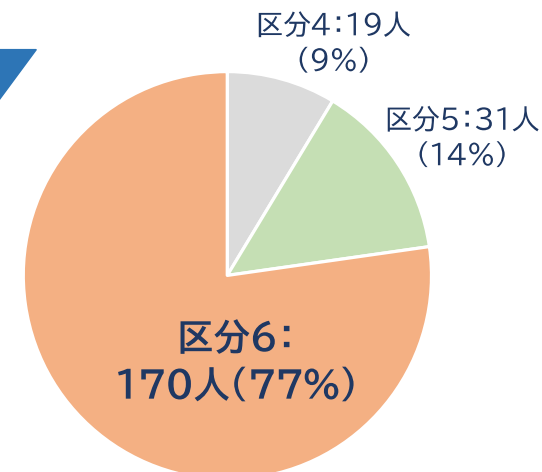
A市

B市

西宮市における重度訪問介護の傾向

西宮市の傾向①

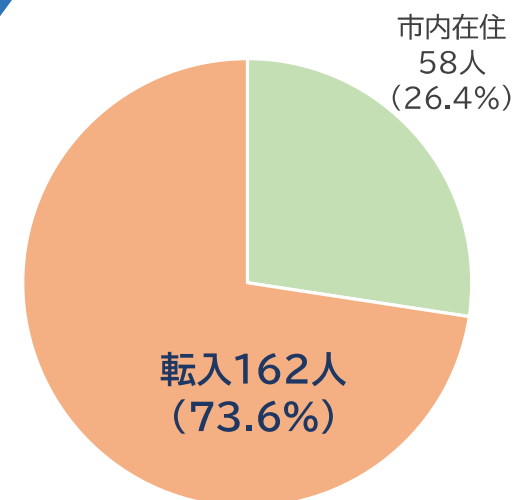
重度訪問介護利用者の
障害支援区分
区分6が約8割



西宮市の傾向②

重度訪問介護
利用者のうち
転入者の割合が7割超

※重度訪問介護の
開始時期以降の転入



概要

今後の地方公共団体のあり方、国と地方の役割分担をどのように考えているのか。

- ①地方自治体の現場からすると、義務的な事務が増え続ける中で、地方分権の意義は理解しつつも、地方分権という名目だけでは、結果的に他自治体との競争が激化し、サービスは増える方向に進んでしまいがちである。持続可能かつユニバーサルサービスとして必要な事務の水準は国で固定するなど、過度な自治体間競争を煽ることのない、持続可能なサービス設計を検討していただきたい。
- ②新たな事務負担を国から地方公共団体に安易に指示することのないように、給付付き税額控除をはじめ全国統一の制度やサービスを設計する際には、地方自治体の事務負担に最大限配慮し、国で一元的に担える事務は国で担っていただきたい。

関連データ・背景等

地方公共団体の業務は大きく自治事務と法定受託事務に分けられ、自治事務は法令により事務処理が義務付けられるものと、任意で行うものに分けられる。過去から都市づくり、福祉、子育てなど様々な分野で公共サービス水準が向上しているが、それを補えるほどの税収には達していないため、国は赤字国債を発行して運営し、地方公共団体は国に対して様々な分野で財政上の要望を行っている。国民からは行政により充実した支援を望む声の大きいこともあり、物価高騰などの影響もあるにせよ、国や地方自治体の歳出は大きく増えている。

関連データ・背景等

様々な課題があることは理解するが、このまま目の前のニーズに対応し続けることは、財源的にも人員的にも限界が来ている。DX・AI活用によってカバーできる部分もあるが、住民サービスの窓口等では、デジタルデバイドを避けるため従来通りの手法と二重の体制を敷いている状況である。

少子高齢化が進む中で、この状況を維持し続けることは難しい。公が担うべき分野を精査した上で、サービス水準の設計や財源確保の在り方について、国としての方向性を示す時期に来ていると考える。

国の決算

時点	年度	決算の歳入	うち公債金
10年前	平成26年度	約105兆円	約38兆円
5年前	令和元年度	約109兆円	約37兆円
最新	令和6年度	約136兆円	約37兆円

地方公共団体の普通会計純計決算額

時点	年度	歳入	歳出
10年前	平成26年度	約102兆円	約99兆円
5年前	令和元年度	約103兆円	約100兆円
最新	令和6年度	約120兆円	約116兆円

マイナンバーカードを活用した行政サービスの抜本的強化に関する要望について（提案市：宝塚市）No.13

概 要

マイナンバーカードは、行政手続きにおける本人確認の確実性を高め、情報連携による業務効率化、住民サービスの利便性向上、さらには給付金等の迅速かつ適正な支給を実現する、まさに「デジタル社会のパスポート」として大きな可能性を秘めています。

しかし、そのポテンシャルは十分に発揮されているとは言えず、自治体レベルでの活用推進には多くの課題が存在します。市民が日常的にそのメリットを実感できるような環境を整備するためには、国によるマイナンバーカードを基盤としたシステムの抜本的な強化と、地方自治体における活用推進への継続的な支援が不可欠であると認識しております。市民にとって真に価値あるデジタル行政を実現するため、国からの実効性ある支援を強く要望いたします。

関連データ・背景等

マイナンバーカードは、行政手続きのデジタル化を推進し、市民の利便性を向上させる上で欠かせないツールです。現在、その保有率は全国で80%を超え、社会基盤としての普及は大きく進みました。しかしながら、カードの機能が十分に活用されず、その活用（実用）においては依然として大きな壁が存在しています。市民に最も身近な行政サービスを提供する地方自治体は、マイナンバーカードの機能を最大限に活用することで、行政の効率化や公平公正な運営を実現することが求められています。

①マイナンバーカード活用への期待

オンラインでの本人確認、申請手続きの簡素化、証明書発行のオンライン化などを通じ、市民は時間や場所を選ばずに行政サービスを受けられるようになります。また、確実な情報連携により、自治体側の事務処理負担軽減や誤支給・不正受給リスク低減にも繋がります。

②現状の課題

マイナンバーカード普及は進むものの、機能が十分に活用されず、自治体はシステム改修コスト、複雑な制度設計、住民への浸透といった課題に直面しています。これらを克服し、カードの利便性を高め、市民が日常的に活用できる環境整備が喫緊の課題です。

マイナンバーカードを活用した行政サービスの抜本的な強化のため、以下の施策の推進を強く要望いたします。

課題1：市税収納におけるマイナンバーカード連携機能の強化

現状：市税オンライン納付は普及途上であり、本人認証・利便性向上に余地があります。

要望：マイナンバーカード連携によるオンライン納付の簡素化・安全化。

マイナポータルでの納付情報一元管理と事務負担軽減。

課題2：物価高騰対策等の給付におけるマイナンバーカード活用推進

現状：給付金支給の対象特定・申請手続きに多大な時間と労力がかかります。

要望：所得情報連携による対象者の迅速・正確な特定（自治体作業の効率化）。

マイナポータル活用によるワンストップ申請、書類削減、リードタイム短縮。

公金受取口座普及とマイナンバー連携による給付金振込の迅速・確実化（誤送金・不正受給リスク低減）。

課題3：マイナンバーカードの機能拡充と自治体支援

現状：マイナンバーカード活用サービスが限定的で、自治体側のシステム投資も必要。

要望：証明書発行等、幅広い行政サービスでのマイナンバーカード活用必須・推奨化。

システム改修・導入への国の十分かつ継続的な財政支援。

自治体情報連携のための共通基盤構築を加速。

概要

令和7年7月14日より、放課後児童クラブの待機解消に向けた取り組みの一つとして、スタッフがこどもの主体的な活動をサポートする放課後居場所づくり事業「放課後キッズプレイス」を市内の2小学校で、民間事業者に運営委託して試行実施した。

事業開始後、従来、放課後児童クラブを利用していた方が、一定数放課後キッズプレイスへ移ったことなどにより、令和7年10月には両校で待機児童が解消された。

当該事業は、こども家庭庁の「令和7年度放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業」に採択され、国庫補助金を活用し、実施したものである。

令和7年度の成果を評価し、令和8年度は実施校を市内11小学校に拡大して試行実施を継続している。しかしながら、本年度は国庫補助金がなく、市の単独事業となっている。今後事業を継続的にしていくには、国による財政的な支援が必要であると考える。

【放課後キッズプレイス・放課後児童クラブ 比較】

		放課後キッズプレイス	放課後児童クラブ
内容		「放課後の居場所」を提供する	遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る
教室		タイムシェア（放課後の空き教室を活用）	専用室
対象者		全児童	保護者が就労等により、昼間家庭において適切な保育を継続的に受けることができない児童
実施日時	平日	下校時 ～ 午後5時	下校時 ～ 午後5時（延長あり）
	土曜日	実施しない	午前8時 ～ 午後5時
	学校休業日	午前8時 ～ 午後5時	午前8時 ～ 午後5時（延長あり）
職員配置		元教員など柔軟に対応可	放課後児童支援員の配置が必須



(写真) キッズプレイスで過ごす子どもたち

関連データ・背景等

【事業実施の背景】

本市においては、全体の児童数が減少する中で、放課後児童クラブに入所を希望する児童は増加傾向にある。その一方で、放課後児童支援員等の人員確保や定着、実施場所の確保が困難となっており、放課後児童クラブの定員が十分ではないことから、3年生以上を中心に待機児童が増加している。（図1）

そのため、放課後児童クラブとは異なり、有資格者の配置や活動場所の面積に要件のない、新たな「放課後の居場所」であるキッズプレイスという選択肢を利用者に提示することで、放課後児童クラブの待機児童問題の解消を図ろうとするものである。

【実施の効果】

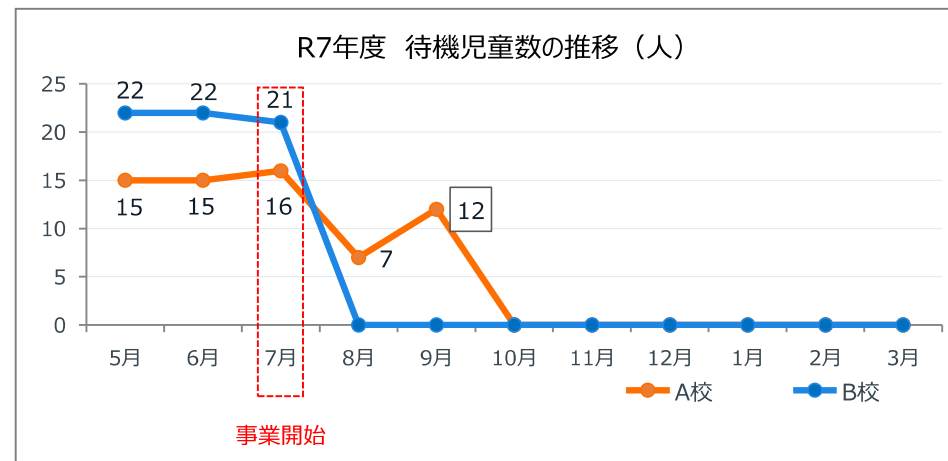
先述の通り、事業開始から3ヶ月で当該校の放課後児童クラブの待機児童数は0となっている。（図2）

また、放課後児童クラブ以外の新たな選択肢ができたことで、利用頻度や家庭の状況に応じて、キッズプレイスを選択する児童も増えた。その結果、低学年の児童や支援が必要な児童など、放課後児童クラブでの丁寧な対応を必要とする利用者と、高学年の児童など、キッズプレイスでの自主的な活動を重視する利用者との機能的な棲み分けができるようになっている。

（図1）



（図2）



概 要

- 有権者の利便性向上や選挙事務の効率化に資するとともに、現在の社会情勢等に即した選挙制度となるよう、公職選挙法等の改正を要望する。
 - 1 各種選挙におけるインターネット投票の早期実現に向けた法改正等の検討を加速化すること。
 - 2 国や都道府県の選挙（衆院・参院・知事・都道府県議会）において、「電子投票」の実施に向けた関係法令の改正及び整備並びに当該選挙における電子投票を早期実現すること。
 - ・投票の普及の状況を踏まえ、市町村が電子投票を実施する際に必要となる経費への財政支援を行うとともに、実施に向けての運用面や技術面での助言についても要望する。
 - 3 公職選挙法において、期日前投票所周辺での選挙運動を制限する規定を設けること。
 - 4 時代に適した選挙公報のあり方について検討を加速すること。
 - 5 選挙におけるビラ及び通常葉書の頒布枚数について、国が法令等により地方自治体の規模に応じて適切な枚数を基準として示したうえで、各地方自治体が枚数を条例等において規定できるようにすること。
 - 6 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の対象を政令指定都市以外にも拡大すること。

関連データ・背景等

裏面へ

関連データ・背景等

1 インターネット投票の早期実現に向けた法改正等について

- ・ 選挙事務の従事者不足が深刻化し、従来の事務体制維持が困難となる中、有権者側も高齢化や投票所の統廃合により投票機会の確保が危ぶまれています。こうした課題解決のため、国が研究を進めるインターネット投票システムの実装を強く求めます。
- ・ あらゆる選挙での早期実現に向け、法改正を含めた検討を加速させ、持続可能な選挙執行体制の構築とすべての有権者の投票機会の保障を早急に実現する必要があると考えています。

2 「電子投票」の実施に向けた関係法令の改正等と早期実現について

- ・ 電子投票は無効票の削減や効率化に対しては有効ですが、地方自治体にとっては、多額の導入経費や運用面での課題が多く残ります。また地方自治体が導入した場合でも、国政・県政選挙の関係法令が整備されていないため、選挙により投票方法が異なり、有権者の混乱を招くことが懸念されます。
- ・ また電子投票導入に関しては、市町村の財政負担の軽減措置や、安定運用に向けた技術・運用面での助言など、将来的なコスト削減を見据え、環境整備を急ぐ必要があります。

3 期日前投票所周辺での選挙運動の制限について

- ・ 現行の公職選挙法では期日前投票所周辺の選挙運動に明確な規制がなく、投票環境の静穏保持や公正な選挙の維持に懸念が生じています。期日前投票の利用者の増加など現状の変化を踏まえ、当日投票との均衡を図る必要があります。

4 時代に適した選挙公報のあり方について

- ・ 地域団体等や運送業界の人手不足により、紙の選挙公報の全戸配布は困難な状況となっています。一方で、デジタル化の進展や期日前投票の増加に伴い、有権者への迅速な政見情報等の提供が求められています。こうした現状を踏まえ、紙媒体への依存を見直し、ホームページなどデジタル活用を中心とした、時代に適した選挙公報のあり方を早急に検討する必要があると考えています。

5 地方選挙でのビラ及び通常葉書の頒布枚数の条例化について

- ・ 現行の公職選挙法では、政令指定都市以外は一律にビラや通常葉書の布枚数が制限されています。しかしながら、自治体間の人口規模には極めて大きな格差があり、一律の規定は合理的ではありません。各地方自治体の規模に応じた適切な基準を国が示した上で、具体的な枚数は各地方自治体の条例等で柔軟に規定できることが必要だと考えています。

6 政治活動に関する寄附金控除の対象拡大について

- ・ 政治活動への寄附金控除において、租税優遇措置の対象が国や都道府県、政令指定都市に限定されていますが、寄附を行う市民等にとっては公平とは言えません。
- ・ 制度導入から半世紀が経過し、寄附文化の広がりや行政のデジタル化等が進んだ今、公平性の観点からこの対象を政令指定都市以外の全地方自治体に拡大するよう、税制の抜本的な見直しが必要と考えています。